

県内市町村の平成26年度決算に基づく健全化判断比率等(確報値)の公表

平成27年11月

岐阜県清流の国推進部市町村課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度決算から、全ての地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)が、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、健全化判断比率である4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を、また、一部事務組合等を含む公営企業部門では、資金不足比率を算定することが義務づけられています。

今般、県内全42市町村等の平成26年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率の確報値をとりまとめましたので、お知らせします。

1 全般的な事項 (団体ごとの一覧は別紙のとおり)

すべての比率において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべきとされる基準を超える団体はありません。

それぞれの比率において、自主的かつ計画的にその団体の財政や公営企業の経営の健全化を図るべき基準として「早期健全化基準」と「経営健全化基準」が、さらに自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況であるとされる基準として「財政再生基準」が定められています。

「早期健全化基準」や「経営健全化基準」を超えると、議会議決を踏まえた財政健全化計画、経営健全化計画の策定やその実施状況の議会報告が義務付けられます。

また、「財政再生基準」を超えると、同様に財政再生計画の策定等が義務付けられるほか、この計画が総務大臣の同意を得ていない場合は地方債の発行が制限されます。

2 各比率の状況

①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の大きさを指標化し財政運営の悪化の度合いを示すもの

(早期健全化基準:財政規模に応じて11.25%～15%、財政再生基準:20%)

→ 全市町村、実質赤字なし (平成19年度決算以降連続8期)

②連結実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等だけでなく、公営企業会計を含むすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の大きさを指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

(早期健全化基準:財政規模に応じて16.25%～20%、財政再生基準:30%)

→ 全市町村、連結実質赤字なし (平成19年度決算以降連続8期)

③実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の財政規模に対する割合の指標で、資金繰りの程度を示すもの

※前3カ年平均で算出

(早期健全化基準:25% 財政再生基準:35%)

→ **全市町村、早期健全化基準未満（平成19年度決算以降連続8期）**

※山県市は昨年度まで地方債許可団体であったが、脱却することとなった。

山県市 (H25:18.4% → H26:17.8%)

【18%以下となった要因】

- ・ 臨時財政対策債、合併特例事業債の償還額は増加したものの、地域総合整備事業債の一部償還終了(平成25年)などで、元利償還額が減少した。
- ・ 元利償還額のうち、交付税算入率の高い臨時財政対策債と合併特例事業債の償還額の占める割合が増加した。

※ 実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に対する県の許可や、同比率を引き下げるための方策等を盛り込んだ「公債費負担適正化計画」の策定が必要となります。

④将来負担比率

地方公共団体の一般会計等における借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の、財政規模に対する割合の指標で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

(早期健全化基準:350%)

→ **全市町村、早期健全化基準未満（平成19年度決算以降連続8期）**

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

(経営健全化基準:20%)

→ **県内市町村及び一部事務組合の全公営企業、資金不足なし**

(平成19年度決算以降連続8期)